

立川市有料自転車等駐車場第1ブロック及び第2
ブロックにおける指定管理者候補者の選定について

答 申

令和5年10月26日

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会

④ 採点結果

	CYCLE PARK 立川 共同企業体	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
第一次審査 (1,500 点満点) 1 人 150 点満点	1,054 点	1,033 点
	1 位	2 位
第二次審査 (900 点満点) 1 人 100 点満点	670 点	655 点
	1 位	2 位
総合審査 (2,400 点満点)	1,724 点	1,688 点
	1 位	2 位

(第二次審査では1名の委員が欠席)

- なお、答申に際し次のとおり意見を付します。

【付帯意見】

- ・高齢の従業員を多く抱えているため、従業員の安全への配慮に留意すること。

(2) 有料自転車等駐車場第2ブロック

① 施設の名称及び所在地

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| ア 立川市武蔵砂川駅第一有料自転車等駐車場 | 立川市上砂町4丁目52番地の1 |
| イ 立川市武蔵砂川駅第二有料自転車等駐車場 | 立川市上砂町4丁目50番地の1 |
| ウ 立川市西武立川駅北口有料自転車等駐車場 | 立川市西砂町1丁目23番地の8 |
| エ 立川市西武立川駅北口第二有料自転車等駐車場 | 立川市西砂町1丁目45番地の9 |
| オ 立川市西武立川駅北口臨時有料路上自転車等駐車場 | 立川市西砂町1丁目23番地先 |

② 指定管理者候補者の団体の名称及び主たる事務所の所在地
(指定管理者候補者)

- | | |
|----------|------------------|
| ア 団体の名称 | サイカパーキング株式会社 |
| イ 団体の所在地 | 東京都中央区日本橋小網町7番2号 |

③ 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

④ 採点結果

	サイカパーキング 株式会社
第一次審査 (1,500点満点) 1人150点満点	991点
	1位
第二次審査 (900点満点) 1人100点満点	630点
	1位
総合審査 (2,400点満点)	1,621点
	1位

(第二次審査では1名の委員が欠席)

○ なお、答申に際し付帯意見はありませんでした。

2 選定審査経過 (審査会日程)

回	日程	本審査に係るもののみ掲載 主な議事内容
第5回	令和5年8月1日(火) 18時00分から	<ul style="list-style-type: none"> ・辞令交付 ・諮問 ・立川市有料自転車等駐車場指定管理者候補者選定審査基準について
第9回	令和5年9月21日(木) 18時00分から	<ul style="list-style-type: none"> ・立川市有料自転車等駐車場第1ブロック及び第2ブロック指定管理者候補者選定第一次審査
第12回	令和5年10月6日(金) 15時00分から	<ul style="list-style-type: none"> ・立川市有料自転車等駐車場第1ブロック及び第2ブロック指定管理者候補者選定第二次審査、最終審査 ・答申案の協議

上記のほか、9月21日(木)に、3名の委員が立川市立川駅北口第一有料自転車駐車場の現地視察を行いました。

3 選定の経過

(1) 募集要項、仕様書等の確認

選定審査基準を決定するうえで、必要な募集要項、仕様書等について、市より説明を受け、質疑を行いました。

(2) 選定審査基準の設定

指定管理者候補者を公平・公正な視点から厳正に選定するため、立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則、立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例等に基づき、選定審査基準（案）について協議し、第一次審査においては11項目、第二次審査においては4項目の選定審査基準を決定しました。

第一次審査は各委員150点満点、第二次審査は各委員100点満点とし、5段階による加点方式としました。

また、配点については、第一次審査では、11項目の選定審査基準の重要度に応じて配点し、第二次審査では、4項目の選定審査基準の重要度は同様として同じ配点としました。

(3) 第一次審査（書類審査）

施設所管課が、市施策の中で有料自転車等駐車場が果たす役割、応募事業者の提案内容の効果及び実現性、その他審査資料を補足する情報について説明を行った後、応募事業者から提出された書類について確認を行いました。その後、応募事業者の財務状況、提案内容の実現性等について議論する時間を設け、それを踏まえ各委員が選定審査基準に基づき採点しました。応募事業者は、有料自転車等駐車場第1ブロックについては2者、第2ブロックについては1者でした。選定審査基準に基づき、当該事業者を第二次審査対象者としました。

(4) 第二次審査（面接審査）

プレゼンテーションとそれに対応する質疑応答により、「公共施設であることへの理解（設置目的の実現性）」、「指定管理者としての意欲・経営手法」、「誠実な業務履行への姿勢」、「提案内容の具体性・実現性」の4つの選定審査基準に基づき採点しました。

審査においては、各応募事業者に対し、利用者の安全・防犯に関する取り組み、従業員の安全確保の取り組み、事業者の財務状況や独自提案等について質問がされました。

最後に、第一次審査結果に第二次審査結果を加点し、順位付けを行った後に、各選定審査基準を合わせた総合的な視点からの協議を行い、1の審査結果に記したとおりとしました。

その際、事業者によって利用できる付加的なサービスに大きく違いがあることから、市民が利用できる公共サービスとして第1ブロックと第2ブロックの地域間で格差が生まれることを心配する、手続きのオンライン化等のDX対応は苦手な人（デジタルデバイド）への配慮が必要である等の意見がありました。

4 審査会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験を有する者	(会長) 長 野 基	大学准教授
〃	(副会長) 駕 海 量 良	公認会計士
〃	坂 井 聖	税理士
〃	田 中 奈々子	社会保険労務士
市 民	宮 本 直 樹	公募
〃	齋 藤 正 雄	公募
〃	志 村 広一郎	公募
専門委員	小 早 川 悟	大学教授
〃	梶 田 佳 孝	大学教授
市 職 員	野 澤 英 一	まちづくり部長